

芦屋市条例第45号

芦屋市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例及び芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

(芦屋市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 芦屋市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年芦屋市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前												
（目的）	（目的）												
第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、 <u>法第22条の2第1項第2号</u> の規定により採用された職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給与（給料及び手当をいう。以下同じ。）に関する事項を定めることを目的とする。	第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、 <u>第22条の2第1項第2号</u> の規定により採用された職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給与（給料及び手当をいう。以下同じ。）に関する事項を定めることを目的とする。												
別表第1（第3条関係）	別表第1（第3条関係）												
会計年度任用職員給料表	会計年度任用職員給料表												
<table border="1"><thead><tr><th>級</th><th>1級 給料月額</th><th>2級 給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td>号給 円</td><td>円</td><td>円</td></tr></tbody></table>	級	1級 給料月額	2級 給料月額	号給 円	円	円	<table border="1"><thead><tr><th>級</th><th>1級 給料月額</th><th>2級 給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td>号給 円</td><td>円</td><td>円</td></tr></tbody></table>	級	1級 給料月額	2級 給料月額	号給 円	円	円
級	1級 給料月額	2級 給料月額											
号給 円	円	円											
級	1級 給料月額	2級 給料月額											
号給 円	円	円											

改正後			改正前		
1	1 7 0, 7 0 0	2 3 0, 8 0 0	1	1 6 2, 5 0 0	2 2 3, 7 0 0
2	1 7 1, 9 0 0	2 3 2, 3 0 0	2	1 6 3, 7 0 0	2 2 5, 2 0 0
3	1 7 3, 1 0 0	2 3 3, 8 0 0	3	1 6 4, 9 0 0	2 2 6, 7 0 0
4	1 7 4, 3 0 0	2 3 5, 0 0 0	4	1 6 6, 1 0 0	2 2 7, 9 0 0
5	1 7 5, 5 0 0	2 3 6, 1 0 0	5	1 6 7, 3 0 0	2 2 9, 0 0 0
6	1 7 6, 8 0 0	2 3 7, 5 0 0	6	1 6 8, 6 0 0	2 3 0, 4 0 0
7	1 7 8, 1 0 0	2 3 8, 8 0 0	7	1 6 9, 9 0 0	2 3 1, 7 0 0
8	1 7 9, 4 0 0	2 4 0, 2 0 0	8	1 7 1, 2 0 0	2 3 3, 1 0 0
9	1 8 0, 5 0 0	2 4 1, 2 0 0	9	1 7 2, 3 0 0	2 3 4, 1 0 0
10	1 8 2, 0 0 0	2 4 2, 2 0 0	10	1 7 3, 8 0 0	2 3 5, 1 0 0
11	1 8 3, 5 0 0	2 4 3, 5 0 0	11	1 7 5, 3 0 0	2 3 6, 4 0 0
12	1 8 5, 0 0 0	2 4 5, 1 0 0	12	1 7 6, 8 0 0	2 3 8, 0 0 0
13	1 8 6, 4 0 0	2 4 6, 6 0 0	13	1 7 8, 2 0 0	2 3 9, 5 0 0
14	1 8 7, 9 0 0	2 4 8, 3 0 0	14	1 7 9, 7 0 0	2 4 1, 2 0 0
15	1 8 9, 4 0 0	2 4 9, 9 0 0	15	1 8 1, 2 0 0	2 4 2, 8 0 0
16	1 9 0, 9 0 0	2 5 1, 5 0 0	16	1 8 2, 7 0 0	2 4 4, 4 0 0
17	1 9 2, 5 0 0	2 5 2, 8 0 0	17	1 8 4, 3 0 0	2 4 5, 7 0 0
18	1 9 4, 4 0 0	2 5 4, 5 0 0	18	1 8 6, 2 0 0	2 4 7, 4 0 0
19	1 9 6, 2 0 0	2 5 6, 3 0 0	19	1 8 8, 0 0 0	2 4 9, 2 0 0
20	1 9 8, 1 0 0	2 5 8, 2 0 0	20	1 8 9, 9 0 0	2 5 1, 1 0 0
21	1 9 9, 7 0 0	2 5 9, 8 0 0	21	1 9 1, 5 0 0	2 5 2, 7 0 0
22	2 0 1, 6 0 0	2 6 1, 9 0 0	22	1 9 3, 4 0 0	2 5 4, 8 0 0
23	2 0 3, 3 0 0	2 6 4, 0 0 0	23	1 9 5, 1 0 0	2 5 6, 9 0 0
24	2 0 5, 1 0 0	2 6 6, 0 0 0	24	1 9 6, 9 0 0	2 5 8, 9 0 0
25	2 0 7, 0 0 0	2 6 7, 5 0 0	25	1 9 8, 8 0 0	2 6 0, 4 0 0
26	2 0 8, 8 0 0	2 6 9, 9 0 0	26	2 0 0, 6 0 0	2 6 2, 8 0 0
27	2 1 0, 8 0 0	2 7 1, 2 0 0	27	2 0 2, 6 0 0	2 6 4, 1 0 0
28	2 1 2, 4 0 0	2 7 3, 2 0 0	28	2 0 4, 2 0 0	2 6 6, 1 0 0
29	2 1 3, 7 0 0	2 7 4, 9 0 0	29	2 0 5, 5 0 0	2 6 7, 8 0 0

改正後			改正前		
3 0	2 1 5, 3 0 0	2 7 6, 8 0 0	3 0	2 0 7, 1 0 0	2 6 9, 7 0 0
3 1	2 1 6, 9 0 0	2 7 8, 5 0 0	3 1	2 0 8, 7 0 0	2 7 1, 4 0 0
3 2	2 1 8, 7 0 0	2 8 0, 4 0 0	3 2	2 1 0, 5 0 0	2 7 3, 3 0 0
3 3	2 2 0, 1 0 0	2 8 2, 3 0 0	3 3	2 1 1, 9 0 0	2 7 5, 2 0 0
3 4	2 2 1, 0 0 0	2 8 3, 9 0 0	3 4	2 1 2, 8 0 0	2 7 6, 8 0 0
3 5	2 2 2, 1 0 0	2 8 5, 5 0 0	3 5	2 1 3, 9 0 0	2 7 8, 4 0 0
3 6	2 2 2, 8 0 0	2 8 7, 4 0 0	3 6	2 1 4, 6 0 0	2 8 0, 3 0 0
3 7	2 2 3, 3 0 0	2 8 9, 4 0 0	3 7	2 1 5, 1 0 0	2 8 2, 3 0 0
3 8	2 2 4, 8 0 0	2 9 1, 3 0 0	3 8	2 1 6, 6 0 0	2 8 4, 2 0 0
3 9	2 2 5, 9 0 0	2 9 3, 2 0 0	3 9	2 1 7, 7 0 0	2 8 6, 1 0 0
4 0	2 2 7, 3 0 0	2 9 5, 2 0 0	4 0	2 1 9, 1 0 0	2 8 8, 1 0 0
4 1	2 2 8, 7 0 0	2 9 6, 9 0 0	4 1	2 2 0, 5 0 0	2 8 9, 8 0 0
4 2	2 3 0, 2 0 0	2 9 8, 7 0 0	4 2	2 2 2, 0 0 0	2 9 1, 6 0 0
4 3	2 3 1, 7 0 0	3 0 0, 4 0 0	4 3	2 2 3, 5 0 0	2 9 3, 3 0 0
4 4	2 3 3, 1 0 0	3 0 2, 2 0 0	4 4	2 2 4, 9 0 0	2 9 5, 1 0 0
4 5	2 3 4, 5 0 0	3 0 4, 0 0 0	4 5	2 2 6, 3 0 0	2 9 6, 9 0 0
4 6	2 3 5, 9 0 0	3 0 5, 6 0 0	4 6	2 2 7, 7 0 0	2 9 8, 5 0 0
4 7	2 3 7, 4 0 0	3 0 6, 9 0 0	4 7	2 2 9, 2 0 0	2 9 9, 8 0 0
4 8	2 3 8, 9 0 0	3 0 8, 7 0 0	4 8	2 3 0, 7 0 0	3 0 1, 6 0 0
4 9	2 4 0, 0 0 0	3 1 0, 2 0 0	4 9	2 3 1, 8 0 0	3 0 3, 1 0 0
5 0	2 4 1, 4 0 0	3 1 1, 5 0 0	5 0	2 3 3, 2 0 0	3 0 4, 4 0 0
5 1	2 4 2, 6 0 0	3 1 3, 1 0 0	5 1	2 3 4, 4 0 0	3 0 6, 0 0 0
5 2	2 4 3, 7 0 0	3 1 4, 7 0 0	5 2	2 3 5, 5 0 0	3 0 7, 6 0 0
5 3	2 4 4, 7 0 0	3 1 5, 9 0 0	5 3	2 3 6, 5 0 0	3 0 8, 8 0 0
5 4	2 4 6, 0 0 0	3 1 7, 4 0 0	5 4	2 3 7, 8 0 0	3 1 0, 3 0 0
5 5	2 4 7, 3 0 0	3 1 8, 8 0 0	5 5	2 3 9, 1 0 0	3 1 1, 7 0 0
5 6	2 4 8, 8 0 0	3 2 0, 4 0 0	5 6	2 4 0, 6 0 0	3 1 3, 3 0 0
5 7	2 4 9, 8 0 0	3 2 2, 1 0 0	5 7	2 4 1, 6 0 0	3 1 5, 0 0 0
5 8	2 5 1, 1 0 0	3 2 3, 8 0 0	5 8	2 4 2, 9 0 0	3 1 6, 7 0 0

改正後			改正前		
5 9	2 5 2, 3 0 0	3 2 5, 0 0 0	5 9	2 4 4, 1 0 0	3 1 7, 9 0 0
6 0	2 5 3, 6 0 0	3 2 6, 6 0 0	6 0	2 4 5, 4 0 0	3 1 9, 5 0 0
6 1	2 5 4, 9 0 0	3 2 8, 1 0 0	6 1	2 4 6, 7 0 0	3 2 1, 0 0 0
6 2	2 5 6, 1 0 0	3 2 9, 7 0 0	6 2	2 4 7, 9 0 0	3 2 2, 6 0 0
6 3	2 5 7, 4 0 0	3 3 1, 3 0 0	6 3	2 4 9, 2 0 0	3 2 4, 2 0 0
6 4	2 5 8, 8 0 0	3 3 2, 8 0 0	6 4	2 5 0, 6 0 0	3 2 5, 7 0 0
6 5	2 5 9, 9 0 0	3 3 4, 4 0 0	6 5	2 5 1, 7 0 0	3 2 7, 3 0 0
6 6	2 6 0, 9 0 0	3 3 6, 0 0 0	6 6	2 5 2, 7 0 0	3 2 8, 9 0 0
6 7	2 6 2, 0 0 0	3 3 7, 6 0 0	6 7	2 5 3, 8 0 0	3 3 0, 5 0 0
6 8	2 6 3, 0 0 0	3 3 9, 2 0 0	6 8	2 5 4, 8 0 0	3 3 2, 1 0 0
6 9	2 6 3, 8 0 0	3 4 0, 7 0 0	6 9	2 5 5, 6 0 0	3 3 3, 6 0 0
7 0	2 6 4, 3 0 0	3 4 2, 2 0 0	7 0	2 5 6, 1 0 0	3 3 5, 1 0 0
7 1	2 6 5, 0 0 0	3 4 3, 7 0 0	7 1	2 5 6, 8 0 0	3 3 6, 6 0 0
7 2	2 6 5, 7 0 0	3 4 5, 2 0 0	7 2	2 5 7, 5 0 0	3 3 8, 1 0 0
7 3	2 6 6, 0 0 0	3 4 6, 6 0 0	7 3	2 5 7, 8 0 0	3 3 9, 5 0 0
7 4	2 6 6, 6 0 0	3 4 8, 1 0 0	7 4	2 5 8, 4 0 0	3 4 1, 0 0 0
7 5	2 6 7, 2 0 0	3 4 9, 6 0 0	7 5	2 5 9, 0 0 0	3 4 2, 5 0 0
7 6	2 6 8, 0 0 0	3 5 1, 1 0 0	7 6	2 5 9, 8 0 0	3 4 4, 0 0 0
7 7	2 6 8, 6 0 0	3 5 2, 5 0 0	7 7	2 6 0, 4 0 0	3 4 5, 4 0 0
7 8		3 5 3, 9 0 0	7 8		3 4 6, 8 0 0
7 9		3 5 5, 3 0 0	7 9		3 4 8, 2 0 0
8 0		3 5 6, 7 0 0	8 0		3 4 9, 6 0 0
8 1		3 5 7, 9 0 0	8 1		3 5 0, 8 0 0
8 2		3 5 9, 3 0 0	8 2		3 5 2, 2 0 0
8 3		3 6 0, 6 0 0	8 3		3 5 3, 5 0 0
8 4		3 6 2, 0 0 0	8 4		3 5 4, 9 0 0
8 5		3 6 3, 3 0 0	8 5		3 5 6, 2 0 0
8 6		3 6 4, 7 0 0	8 6		3 5 7, 6 0 0
8 7		3 6 5, 8 0 0	8 7		3 5 8, 7 0 0

改正後			改正前		
8 8		3 6 7, 0 0 0	8 8		3 5 9, 9 0 0
8 9		3 6 8, 0 0 0	8 9		3 6 0, 9 0 0
9 0		3 6 9, 0 0 0	9 0		3 6 1, 9 0 0
9 1		3 7 0, 1 0 0	9 1		3 6 3, 0 0 0
9 2		3 7 1, 1 0 0	9 2		3 6 4, 0 0 0
9 3		3 7 2, 1 0 0	9 3		3 6 5, 0 0 0
9 4		3 7 3, 1 0 0	9 4		3 6 6, 0 0 0
9 5		3 7 4, 1 0 0	9 5		3 6 7, 0 0 0
9 6		3 7 5, 1 0 0	9 6		3 6 8, 0 0 0
9 7		3 7 6, 0 0 0	9 7		3 6 8, 9 0 0
9 8		3 7 6, 9 0 0	9 8		3 6 9, 8 0 0
9 9		3 7 7, 7 0 0	9 9		3 7 0, 6 0 0
1 0 0		3 7 8, 6 0 0	1 0 0		3 7 1, 5 0 0
1 0 1		3 7 9, 5 0 0	1 0 1		3 7 2, 4 0 0
1 0 2		3 8 0, 4 0 0	1 0 2		3 7 3, 3 0 0
1 0 3		3 8 1, 2 0 0	1 0 3		3 7 4, 1 0 0
1 0 4		3 8 2, 0 0 0	1 0 4		3 7 4, 9 0 0
1 0 5		3 8 2, 7 0 0	1 0 5		3 7 5, 6 0 0
1 0 6		3 8 3, 6 0 0	1 0 6		3 7 6, 5 0 0
1 0 7		3 8 3, 7 0 0	1 0 7		3 7 6, 6 0 0
1 0 8		3 8 5, 0 0 0	1 0 8		3 7 7, 9 0 0
1 0 9		3 8 5, 7 0 0	1 0 9		3 7 8, 6 0 0
1 1 0		3 8 6, 4 0 0	1 1 0		3 7 9, 3 0 0
1 1 1		3 8 7, 1 0 0	1 1 1		3 8 0, 0 0 0
1 1 2		3 8 7, 8 0 0	1 1 2		3 8 0, 7 0 0

(芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第2条 芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年芦屋市条例第20号）の一部を次のように改

正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(目的) <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、<u>法第22条の2第1項第1号</u>の規定により採用された職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。</p>	(目的) <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、<u>第22条の2第1項第1号</u>の規定により採用された職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。</p>
(期末手当) <p>第10条（略） 2 期末手当の額は、基準日の報酬（地域報酬を含む。以下この項及び次条第2項において同じ。）の月額に、<u>6月に支給する場合においては100分の125を、12月に支給する場合においては100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前の6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、日額又は時間額によって報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基準日の報酬の月額については、基準日以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額とする。</p>	(期末手当) <p>第10条（略） 2 期末手当の額は、基準日の報酬（地域報酬を含む。以下この項及び次条第2項において同じ。）の月額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前の6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、日額又は時間額によって報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基準日の報酬の月額については、基準日以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額とする。</p>
(略)	(略)

改正後	改正前
3～5 (略) (勤勉手当)	3～5 (略) (勤勉手当)
第10条の2 (略)	第10条の2 (略)
2 勤勉手当の額は、基準日の報酬の月額に任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、基準日の報酬の月額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の105を、12月に支給する場合においては100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。ただし、日額又は時間額によって報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基準日の報酬の月額については、前条第2項ただし書の規定を準用する。	2 勤勉手当の額は、基準日の報酬の月額に任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、基準日の報酬の月額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。ただし、日額又は時間額によって報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基準日の報酬の月額については、前条第2項ただし書の規定を準用する。
3～5 (略)	3～5 (略)

第3条 芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)
第10条 (略)	第10条 (略)
2 期末手当の額は、基準日の報酬（地域報酬を含む。以下この項及び次条第2項において同じ。）の月額に <u>100分の12</u>	2 期末手当の額は、基準日の報酬（地域報酬を含む。以下この項及び次条第2項において同じ。）の月額に、 <u>6月に支給する</u>

改正後	改正前
<p>6. 25を乗じて得た額に、基準日以前の6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、日額又は時間額によって報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基準日の報酬の月額については、基準日以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額とする。</p>	<p>場合においては<u>100分の125</u>を、12月に支給する場合においては<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前の6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、日額又は時間額によって報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基準日の報酬の月額については、基準日以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額とする。</p>
(略)	(略)
3～5 (略) (勤勉手当)	3～5 (略) (勤勉手当)
第10条の2 (略)	第10条の2 (略)
2 勤勉手当の額は、基準日の報酬の月額に任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、基準日の報酬の月額に <u>100分の106.25</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。ただし、日額又は時間額によって報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基準日の報酬の月額については、前条第2項ただし書の規定を準用する。	2 勤勉手当の額は、基準日の報酬の月額に任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、基準日の報酬の月額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の105を、12月に支給する場合においては100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。ただし、日額又は時間額によって報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基準日の報酬の月額については、前条第2項ただし書の規定を準用する。
3～5 (略)	3～5 (略)

附 則 (施行期日)

- 1 この条例中第1条及び第2条の規定は公布の日から、第3条の規定は令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の芦屋市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1は、令和7年4月1日から適用する。

- 3 第2条の規定による改正後の芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例（以下「改正後の報酬等条例」という。）第10条及び第10条の2の規定は、令和7年12月1日から適用する。
(給与の内払)
- 4 改正後の給与条例の規定を適用する場合において、第1条の規定による改正前の芦屋市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例（以下「改正前の給与条例」という。）に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。
(報酬等の内払)
- 5 改正後の給与条例及び改正後の報酬等条例の規定を適用する場合において、芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例（以下「報酬等条例」という。）第2条の規定により改正前の給与条例別表第1の規定を適用して得た基準月額に基づいて支給された報酬等（報酬等条例に規定する地域報酬、時間外勤務報酬、休日勤務報酬、夜間勤務報酬、期末手当及び勤勉手当を含む。以下同じ。）は、改正後の給与条例別表第1の規定を適用して得た基準月額に基づく報酬等の内払とみなす。